

## バリアフリー施策のさらなる推進を求める意見書

新バリアフリー法施行から10年以上が経過し、施行前に比べるとバリアフリー化は一定程度の進展を見せている。

しかし、人口減少や少子高齢化が進む中で、バリアフリー化の必要性は高まっているにも関わらず、地方自治体においては様々な事情から基本構想等の作成が進んでいない状況である。

2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、これを契機とした「共生社会の実現」をレガシーとし、さらには、高齢者や障がい者等も含め「誰もが活躍できる社会」を実現するため、東京のみならず各地域で一層のバリアフリー化が進められる必要がある。

政府では、平成29年2月に関係閣僚会議において決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、バリアフリー法の改正を含むバリアフリー施策の見直しを進めてきた中で、平成30年2月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定された。

こうした状況を踏まえ、政府においては、全国各地のバリアフリー化がさらに推進されるよう、下記の項目について取り組まれるよう求めるものである。

### 記

- 1 改正される法律案が着実に実行され、地域のバリアフリー化が一層推進されるよう、地方自治体や公共交通事業者等に対するフォローアップ体制を確立すること。
- 2 バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるよう、国として教育活動・広報活動等に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年3月23日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
国土交通大臣 石井 啓一 殿

静岡県藤枝市議会  
議長 西原 明美